

生活支援体制整備事業の進捗状況について

◎ 趣 旨

第2層協議体の進捗状況について報告するもの

1 基本的な考え方

- ・ 地域における支え合い活動の充実を図り、高齢者の生活を支援する体制を構築するため、地区連合自治会や民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等の地域団体や、地域包括支援センター等で構成される第2層協議体を設置し、情報の共有・連携強化を図るとともに、高齢者等に関する地域課題の把握、解決策の検討等を行う。
- ・ 第2層協議体については、令和2年度末までに39の全地区連合自治会圏域に設置することを目標とし、第1層生活支援コーディネーターである市職員が、地域包括支援センターや地域のキーパーソン等の関係者と連携を図りながら、設置に向けて、地域の実情に即した調整・支援を行う。

2 第2層協議体の設置について

(1) 設置促進

地域包括ケアシステムの必要性や第2層協議体を中心とした支え合い活動の重要性に関する理解促進を図るため、地域ケア会議や出前講座、各地域団体が主催する会議において事業説明を行ったほか、地域のキーパーソンとの個別の意見交換など、あらゆる機会を通じて、第2層協議体の設置に向けて事業説明を実施

【地域ケア会議等を活用した事業説明の実施状況】

令和元年度 : 25回

令和2年度(11月末現在) : 21回

(2) 第2層協議体の設置状況 詳細は別紙1参照

累計26地区/39地区 (令和2年12月24日現在)

3 第2層協議体での取組について

(1) 第2層協議体への活動支援

ア 第2層協議体への参加

- ・ 市職員がオブザーバーとして参加し、支え合い活動の創出に向けた具体的な検討が進むよう、先進地区における事例等の情報提供や第2層協議体の進め方などについて助言
- ・ 地域別データ分析の結果を情報提供することで、地域課題の把握や、解決策の検討を促進

【第2層協議体の開催回数】

令和元年度 : 128回

令和2年度(11月末現在) : 105回

イ 「第2層協議体情報交換会」の開催

第2層協議体設置地区による事例発表を通じ、設置済地区においては、他地区とのネットワーク構築や好事例の収集を行うとともに、未設置地区においては、設置に向けた機運を醸成

【情報交換会の開催概要】

開催日：令和2年1月28日（火）

参加者数：114人（30地区）

ウ 第2層協議体に係るパネル展示の開催

第2層協議体の内容や好事例を掲載したパネルを作成し、地区市民センター等に展示することで、各地区の取組内容について情報提供

【パネル展示の開催状況】

令和2年12月 8日～12月15日 南図書館

12月15日～12月22日 バンバ出張所

※ 以後、市役所本庁舎や地区市民センター等で順次、掲示予定

(2) 第2層協議体における取組内容 詳細は参考資料1参照

- ・ 地域資源の把握（地域資源リストやマップの作成等）
- ・ 地域課題，ニーズの把握（地域住民へのアンケート調査等）
- ・ 一人暮らしの高齢者等を対象とした見守り活動
- ・ 高齢者の居場所づくり
- ・ 地域における支え合い活動の創出（有償・無償ボランティア等） など

4 第2層生活支援コーディネーターについて

(1) 第2層生活支援コーディネーターの配置状況

1地区 清原地区（平成30年6月～）

(2) 第2層生活支援コーディネーターの養成

第2層協議体設置済地区における進捗状況等に応じて、地域団体等に対し、県生活支援コーディネーター養成研修への参加者を募り、受講していただくことで、コーディネーターの設置に向けた人材を養成

【「栃木県生活支援コーディネーター養成研修」の開催概要】

開催日：令和2年10月28日

地域団体等からの参加者：1名（感染症対策のため人数制限を行い開催）

5 課題

(1) 設置促進

出前講座や個別の説明、情報交換会などを通じて、第2層協議体の必要性等について理解促進を図っているものの、設置に至っていない地区もあることから、関係団体と行政が一体となって、設置に向けた働きかけを行う必要がある。

(2) 運営支援

- ・ 地域における各団体間の情報共有や自由闊達な意見交換が行われているが、取組の具体化や支え合い活動の創出、第2層協議体の進め方について苦慮している地区もあることから、円滑な協議体運営に向けて、引き続き、支援を行う必要がある。
- ・ 地域における取組を具体化するためには、地域の関係者間の調整等を行う第2層生活支援コーディネーターが有効であることから、地域の検討状況を踏まえながら、配置促進を図る必要がある。

(3) コロナ禍における対応

市職員が第2層協議体や地域団体の会議等に参加し、各地区における設置促進・運営支援を行っているところだが、コロナ禍においては、全市域を対象に多数の関係者を集める情報交換会の開催などが困難であることから、支援に当たっては、感染症対策を踏まえた対応が必要である。

6 今後の取組について

(1) 設置促進

- ・ 第2層協議体の未設置地区においては、地域団体等における第2層協議体への理解促進を図ることにより、地域が一体となって支え合い活動の創出に向けた検討を進めることができるよう、引き続き、第2層協議体の設置目的等について、新型コロナウイルス感染症の流行状況も鑑みながら、地域ケア会議等を活用した事業説明や地域団体との個別の調整など、各地区の検討状況に即した丁寧な説明を行っていく。
- ・ 第2層協議体の議論は、高齢福祉のみならず、まちづくりなど幅広い分野に及び得るものであることから、地区市民センターや市民活動センターなど、市内のまちづくり部局とも連携を図りながら、設置に向けて、地域団体等に対する調整や助言等を行っていく。
- ・ 市全体で第2層協議体の設置に向けた機運が更に高まるよう、地区連合自治会や民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等の代表者が集まる場において、第2層協議体の取組事例、設置の効果等について情報提供していく。また、「地域支え合い」をテーマとした市民公開講座の動画を市ホームページに掲載することで、地域における支え合い活動の重要性について情報提供していく。

(2) 運営支援

- ・ 設置済の地区においては、支え合い活動の創出に向けたより具体的な検討が進むよう、引き続き、市職員がオブザーバーとして参加し、第2層協議体の進め方に係る助言や、地域別データ分析から得られた地域の状況について情報提供を行うとともに、関係者が一同に会する情報交換会の開催に替えて、先進地区の好事例をまとめた事例集を作成・提供するなど、感染症対策にも配慮しながら、地域の実情を踏まえた支援を行っていく。
- ・ 第2層協議体において、生活支援コーディネーターが効果的に活動することができるよう、生活支援コーディネーターの具体的な活動や役割などをまとめたマニュアルを作成し、各第2層協議体に情報提供していく。また、「県生活支援コーディネーター養成研修」を活用しながら、引き続き、コーディネーターの人材養成に取り組んでいく。

【御意見をいただきたいこと】

第2層協議体の設置・効果的な運営に向けて、関係団体や行政が取り組めることはなにか